神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	横浜開港のひとつの前提 ―弘化 3 年の歴史的意義について―
著者	大戸吉古
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告　第 4 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1971 年（昭和 46 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

横浜開港のひとつの前提

—弘化3年の歴史的意義について—

A Premise for Opening Yokohama Harber

—On the Historic Meaning of 1846—

大　戸　吉　古

Yoshiko Ōto

現在，日本史研究の全体の分野にわたって，新しい価値観によるところの総点検がなされているが，このような傾向は，学問自体の発展は別にしても，なかんづく，60年安保闘争の体験にもとづく歴史研究者の問題意識の高揚からして，70年代のはじめとしては，けだし当然のことであろう。とりわけ，明治維新の評価をめぐっての論争が，世界史的にかつ維新変革の起点の問題をもふくめて活発になってきているのも，新しい歴史意識の創造という現代史的要請からすれば，これまた極くあたりまえのことであると思う。[注1]このような学界の情勢下にあって，横浜開港の問題も歴史学上再検討すべき時期にあるのではなかろうか。すなわち，ひろく世界史的視野に立って幕末・維新史の中に正しく位置づけられなければならないと主張されながらも，その壁を克服できないままに低迷している点がまだまだ多く残されていると考えられるからである。私は，本稿にて，できるだけ以上の点に留意しつつ，横浜開港のひとつの前提ともいうべき弘化期，特に弘化3年（1846）の歴史的意義についてのべてみたいと思う。大方の御叱正を期待して止みません。

(一)

弘化期（1844～47），特に弘化3年における対外関係は，当時の国内情勢と比べて，[注2]極めて画期的であった。すなわち，

(1)　（四月）「五日庚寅　英国船一艘，那覇琉球ニ来ル。明日，英医ベッテルハイム妻孥ヲ伴ウテ上陸シ，滞留ヲ請フ。」にはじまるベッテルハイム事件。

(2)　（五月）「十一日乙丑　米国人[注3]七名，択捉島ニ漂著ス。松前藩主松前昌広志摩守状ヲ幕府ニ報ジ，指揮ヲ請フ。」にはじまるローレンス号事件。

(3)　（五月）「十三日丁卯[注4]　仏国印度支那艦隊司令官海軍少将セシーユ軍艦クレオパトル・ヴィクトリューズヲ率キ，運天港ニ来ル。」にはじまるセシーユ事件。

(4)　（閏五月）「二十七日辛亥　米国東印度艦隊[注5]司令長官海軍代将ジェームス・ビッドル軍艦コロンバス・ヴィンセンズヲ率キテ浦賀ニ来リ，書ヲ奉行大久保忠豊因幡守ニ致シテ通信互市ヲ求ム。[注6]」にはじまるビッドル事件。

などにみられるように，当時の帝国主義的列強諸国との間に，比較的面倒ないくつかの問題がひきおこされているからである。[注7] はじめに，ひとつひとつの事件の内容について簡単にのべてみたいと思う。

＜ベッテルハイム事件＞

弘化3年4月5日，中国の広東を出航した一艘のイギリス船が琉球の那覇に入港してきた。その頃の琉球統治権については，「当国之儀，往古ヨリ中国ノ属地ニテ，世々王爵ヲ受，代々進貢勤来候」という意識[注8]が琉球人のなかにないでもなかったが，一方，わが国としても，慶長14年（1609）[注9]における島津家久の出兵以来，鹿児島藩の属国として貢納を課し，また那覇に在番奉行を置き，その監督の任に充てていたのである。おそらくその関係からであろう，4月14日付の鹿児島藩庁宛の〔琉球王庁評定所届書〕には，このイギリス船の入港について，「今月五日，那覇川口外へ異国船壱艘来著，乗組員人数之内異国人男女四人，通事唐人一人相残，同八日出船仕候ニ付，御届申上候。」と記されている。そして，翌6日に，この一団[注10]——イギリス人医師ベッテルハイム[注11] J.Bettelheim およびその家族らは上陸し，キリスト教の布教を目的として琉球滞留を求めてきたのである。これがベッテルハイム事件の発端である。[注12] すなわち，このような事態に対して琉球王庁布政官向永保が，7日にベッテルハイムに書翰をおくり，「……他国人陸下リ相住居候儀，素ヨリ国家之厳禁，且敝国偏少痩土地薄ク物産之国トモ難申，若他国人ヲシテ滞留セシムル時ハ，甚指支相成事候」ために「大国小ヲ恤ムノ，仁慈ヲ垂テ，当地御滞留之儀被取止，日和次第本船ヨリ被致帰帆度，偏ニ希所候事」と，その滞琉を拒否したにもかかわらず，前述の〔琉球王庁評定書届書〕に記されているように，[注13] 8日にイギリス船はベッテルハイムらを残したまま立ち去ってしまい，結論的にいって，ベッテルハイムは，わが方の意向を無視し，一方的にしかも強引に残留してしまったからである。[注14]

＜ローレンス号事件＞

もともと「徳川幕府のための外患は，18世紀後半におけるツアー・ロシアの東方進出に伴なう『北辺』問題からはじまっている。」といわれているように，北方でのロシアとの接触は，周辺でのイギリスやフランスとの出合い[注15]よりもかなり早い時期であった。しかしこの年の北方問題はアメリカとの間に起きている。[注16] すなわち，弘化3年閏5月3日付の幕府に宛てた松前藩主松前昌広の届書によれば，「私領分，東蝦夷地エトロフ島之内，ルベツ持場東浦見張番所より，壹里半程相隔，字モシュと申所海岸え，去月十一日夕七時比，火烟相見得，手招致し候者有之候に付……」と，5月11日にアメリカ人7名が松前領の択捉島に漂著したことが報告されており，[注17] つづけて閏5月9日付・同26日付にても同様の届出がなされているのがそれである。[注18] さらに，6月12日付の〔松前藩届書〕には，「志摩守より御届申上候エトロフ島の内え上陸仕候異国人の儀，帰帆相諭候へ共不承知の由，然ル処エトロフ島の儀は，松前表より弐百八拾里程も相隔，渡海場弐ケ所有之，例年弐百十日後は，海上荒く，渡海難義に相成，通船留り候時節に御座候，八月頃より翌春三月末迄は，書状往復も出来兼候海上に御座候，前書異国人共夏海穏の内帰帆仕候得は，差支無御座候へ共，小船の儀に付，弥帰帆不仕候節は，エトロフ島へ差置候ては，万端差支可申奉存候，弐百里余には御座候へ共，地続ネモロへ引取置候得は，秋も冬に

相成候共，差支有御座間敷奉存候。差越ケ間敷奉恐入候得共，万一長崎表え差廻候様相成候節は，箱館表え引取置候得は，明早春船路通路出来可申哉に奉存候，エトロフ表え差遣候家来，取調の上取計方奉伺候ては，時節相後れ，万端差支可申奉存候，近境渡海場之儀に御座候に付，帰帆不仕候節の取計方奉伺，彼地え申遣度，此段各様迄奉伺御内慮候」と，アメリカ人長崎へ廻送の節は箱館にて引取るべきかなど，その後の措置についての指示を求めている。[注19] この件については，7月13日付の〔老中達〕において，「書面漂着の異国人共，弥小船にて帰帆難相成旨申聞候上は，強て申諭候筋には無之候間，追て長崎表に差遣し候様相成候節は弁利宜敷場所え引取置，番人附置，猶取計方相伺候様可仕候事，」と下知され，翌弘化4年6月3日に，これら7名のアメリカ人は，当時の定法にしたがって，松前藩によって長崎へ護送されていった。[注20] この時，これらのアメリカ人漂流民の乗ってきた船の名に因んで，この事件をローレンス号事件といっているが，後になって日米外交交渉の重要な発端のひとつとなった日本側のかれらに対する処遇問題は，かれらが帰国してから起きている。[注21][注22]

＜セシーユ事件＞

ベッテルハイム事件によって，鹿児島藩ならびに琉球王庁の関係者が，その問題の解決に頭を痛めていた4月7日の段階において，こんどはフランス軍艦が来琉し，新しい波紋を投げかけている。この事件は，「仏国軍艦『サビーヌ』那覇ニ来リ，不日同国提督艦隊ヲ率キ来リテ互市ヲ求ムベキヲ告グ，乗員，上陸シテ附近ヲ測量ス。」にはじまるものであるが，やがてセシーユ事件として，大きく幕閣をもゆり動かすほどに発展していった。[注23] すなわち，「弐三日後，仏国の船五百人乗壱艘，弐百人乗壱艘，到来著筈ノ由，用事ノ儀ハ，五百人乗ノ船来著候ハば，国王拝顔ノ上可申出由（伊是名親雲上書翰）」と，わが方に予知したサビーヌ号は，5月7日に運天港へと行動をおこし，そこで，[注24] その予言通りに13日に入港してきた，フランス印度支那艦隊司令官セシーユ Le Contre Amiral Cécille にひきいられた軍艦クレオパトル・ヴィクトリューズと合流し，琉球王庁や幕府に執拗に通商互市を求めるなど脅威をあたえる勢力となっていったからである。サビーヌ号の来航はセシーユ事件の前触れであったとしてよいと思う。

セシーユ来航当初にあって直接指揮にあたったのは鹿児島藩琉球在番奉行平田善太夫正賢であったが，琉球王庁としても翁邦泰などが，15日にフランス軍艦を訪れてセシーユと会見している。この時にセシーユは，琉球王庁総理官尚廷柱との会談を強く要求しているが，[注25] たまたま尚廷柱が病気であったために，[注26] かわって国頭按司が総理官と偽って出席し，24日に両者の会談が実現した。この席上で，セシーユははじめて，「当地仏国皇帝ヲ友トシ，善キ助ヲ可求，不然バ恐ラクハ此国，不久シテ艱難之事可致到来，且仏国中国ト和好交易免許之文書等差出見セ，其外威シ様之儀共段々口達ヲ以申掛，終ニハ此国ト和好貿易致度存候，総理官ハ如何存候哉ト尋有之候付，……〔琉球在番奉行届書〕」と，わが方に対して通商互市の要求をおこなっている。しかし，琉球側は，「此儀一存ニテハ返答難致候間，国王へ相達，諸官へモ吟味之上，何分返答可致旨相達……〔同上〕」[注27] と，その場をつくろって引揚げてきているが，もともとその本心は，総理官にかわって国頭按司がセシーユとの会談におもむく際の打合せで，「（国王との）御対顔の儀申立事候は

ば，国王に相達，御対顔を得させ申筈候得共，当分病気に罷在，御対顔不相叶候間，右次第御聞分被下，御用事は，私に被仰聞度旨，相達候事，附，御病気相尋候はば，御積気の段，相答……〔琉球王庁評定所日記〕」としていることからもうかがわれるように，はじめから，その要求を受け入れようとは全く考えていなかったのである。(注28) セシーユは1日おいた26日に回答を求めてきたが，いずれにせよ，その通商互市の要求は翌閏5月12日付の尚廷柱からセシーユ宛の書翰において，「イマ大人遠ク来リ，相好交易セント欲スルハ，善美之心ヨリ出テ感激限ナシ，然共小国之情状ハ大国ト同シカラス，宣シク大人ノ麾下ニ至リ，汝奏スル所ノ如ク，頭ヲ叩キ，哀ミヲ籲ヒテ，其寛仁ヲ求候様被申付候，……」と要求に応じられない国情を訴えられ，間接的に拒絶されたのである。18日になって，(注29) セシーユはふたたび琉球王庁へ書翰をおくり，「……亦勧メ奉候儀ハ，希クハ貴国外国ト好ヲ不通シテ，強テ相断リ，斯ノ如キニ終ラントスル事，跡再ヒ御考可被成候……，〔仏国水師提書翰〕」とさらに通商互市のおこなわれんことを求めているがこれまた琉球王庁からの21日付(注30)書翰によって，「希者，大人伯多録先生も一同御列帰被成候ハバ，上国王ヨリ下官民ニ至ルマテ，生々世々遙ニ西土ヲ望テ香ヲ焼キ，手ヲ拝シ洪福ヲ無疆ニ祝フベシ」と，かえって前々から琉球に居住していたフランス人をともない退去することを(注31)うながされてしまったのである。そのために，セシーユも一旦は引返すこともまた止むを得ないと考えたのであろう，24日に軍艦3艘をひきい，宣教師ピエル・マリー・ル・チュルヂュ Pierre Marie Le Turduを琉球に残し，そのかわりに，弘化元年以来在島していた宣教師テオドール・オーギュスタン・フォルカード Théadore Augustin Forcade をともない去っていった。しかし，あとでのべるように，この事件もこれで終ったわけではない。

＜ビッドル事件＞

北海道・琉球にて，それぞれ異国船の渡来に苦慮していた幕府は，閏5月27日に，海上から江戸への関門として極めて重要な位置にあった浦賀に，アメリカの軍艦2艘をむかえてより深刻な事態に直面した。これが，ここでいうビッドル事件である。ビッドル Commodore James Biddle の来日の目的は，同日付の幕府宛の書簡のなかで，「日本ニ於テモ，支那ノ如ク，外国交易御免候哉，且又亜墨里加船，兼テ相望候通リ，通商出来候哉否，聢ト承知仕度存候テ罷越候儀御座候。」と示されているように，日米間における通商交易の可能性の(注32)確認であった。これに対して，浦賀奉行大久保忠豊は，28日に通詞を派遣して，(注33)ビッドル来日の意志を確認するとともに，「兼て申上置候通，浦賀表より弐里程隔候場所へ，船為掛留私共組松平大和守〔川越藩主・斉典〕・松下総守家来申合，無油断警衛仕候」と上申している措置をとっている。と同時に，「……軍船殊に多人数乗組，武備厳重に(注34)付，今暁伺置候通，御下知有之，望の品相応に相与，通商は難相成段申諭，遂に退帆仕候得は，子細無御座候得共，若相拒候節は，如何様の始末可相成も難計，深心配仕候，」と問題解決の困難さを訴え，とりあえず，「御国筋御手薄にては，万一の節手後に(注35)相成，御外聞にも拘り可申儀に付，大和守・下総守人数召連，当地へ為御固出張可被　仰付候哉，何れにも海岸筋格別に御固御座候方可然奉存候間，……」とかさねて上申し，同月中には，「続通信全覧」によれば，(注36)

観音崎
鴨　居
津久井
城ケ島
　右，松平大和守〔斉典・川越藩主〕人数，相固之，
　隊長家老小松原左京は津久井在陣，
平根山
　右，在勤浦賀奉行大久保因幡守出張，
　米倉丹後守〔昌寿・六浦藩主〕人数，相固之，
鶴ケ崎
　右，浦賀奉行組与力同心，相固之，
　六月朔日，在府浦賀奉行一柳一太郎〔直方〕到着，
　以後此所に出張，
仙台鼻
長　沢
上　崎
　右，浦賀奉行組与力同心，相固之，
燈明台
　右，保科能登守〔正丕・飯野藩主〕人数，相固之，
能　比
　右，大久保加賀守〔忠懋・小田原藩主〕人数，相固之，
久里浜
　右，酒井安芸守〔忠嗣・勝山藩主〕人数，相固之，
千艘浦
　右，稲葉兵部少輔〔正巳・館山藩主〕人数，相固之，
竹ケ岡
富　津
館　山
　右，松平下総守〔忠国・忍藩主〕人数，相固之，
海上船手
　右，松平大和守手船，
　　松平下総守手船，
　　御用船浦賀奉行組与力同心，
　右の外，房総海岸に領地有之面々は，銘々領分海岸へ固人数差出之。

よう厳重な警戒体制がとられていったのである。さきにのべたビッドル(注37)の通商互市の要求に対しては，幕府は6月2日になって，浦賀奉行大久保忠豊・一柳一太郎(注38)に，「異国船渡来の儀に付，別紙横文字幷和解，且又イギリス人えの申渡写等相添，委細被申越候旨，令承知候，則別紙書取を以相達候間，其通相心得，尤異国人ともへの諭書案壱通差越候(注39)

間，得其意，何れにも早々帰帆候様可被取計候」とする〔老中達〕がおくられ，拒否するよう指示する一方，同日付の他の〔老中達〕[注40]において，「浦賀表え異国船渡来ニ付，松平大和守・松平下総守儀，早速致出立，御備場へ相越候儀，并浦賀最寄海岸に領分有之万名以上の向へ，防禦人数之儀，其方共より案内次第，差出可申旨，夫々相達候ニ付，別紙二通為心得差越候間，可被得其意候」と，さらに沿岸防備を一層強化にする旨を明らかにした。5日に，浦賀奉行は，ビッドル[注41]に対して正式にその要求を拒絶した。ビッドルは，自己の任務はすでに終ったものと判断したのであろう，同日わが方に，「御当国に於て，外国之通信通商不被為成御免候趣，今般以書付，被仰渡奉畏候，然者順風次第出帆可仕候，此段御受奉申上候」との書翰をよせ，7日に「野比浜沖合に滞泊罷在候異国船二艘，今七日巳上刻，無異儀退船仕候に付，組与力同心御用船に乗組，見送せ候処，意帆影不相見候段，罷帰申聞候，依之此段御届申上候，」と，浦賀奉行から幕府に報告[注42]されているように，日本から退去していった。しかし，この事件も，当時の世界情勢からして，これで終るものでないことはいうまでもないことである。[注43][注44][注45]

(二)

以上が，弘化3年中におきた主な事件の内容であるが，次に，これらの事件が，その後の経過をふくめて，横浜開港におよぼした積極的意義についてのべてみたいと思う。

ベッテルハイムの，琉球におけるその後については，サミエル・ウェルズ・ウィリアムズ S. Wells Williams の「ペリー日本遠征随行記」A. Journal of The Perry Expedition to Japan (1853—1854) <以下「随行記」という> にくわしくのべられている。訳者洞富雄の（注）によれば，滞琉中のベッテルハイムは，「家族は夫妻と男女2人の子供と中国人の料理人2人で，首里王府は彼らを沈上（ナンミン）の護国寺に置いた。ベッテルハイムは，ペリー提督来航までの7年間，布教の点ではほとんど効果をあげることができずに，もっぱら医療の仕事にあたっていた。彼は語学の天才で，沖縄に来る以前すでに13カ国語に通じていたという。」と記されているが，しかし，ここでは，むしろベッテルハイムが，当時の日本の対外関係史[注46]にはたした役割を高く評価したいと思う。すなわち，ペリー提督 Commodore Matthew Calbraith Perry が琉球那覇に入港した嘉永6年(1853) 4月20日から，第1回の日本遠征のために同地を出発した5月28日までの間，ウィリアムズと意見があわなかったにもかかわらず，「随行記」のいたるところにベッテルハイムに関することが積極的に記されていること[注47]は，いわゆるペリーの日本遠征と全く無関係ではないからである。いいかえれば，「（4月20日） この地にベッテルハイム博士が居を構えて家族と暮らしていたことは，現状況からみると大きな前進であり，またこれは，今後ますます拡大される諸事業に最初の楔を打ち込むことにもなるのである。」[注48]
「（4月21日） 朝食後ベッテルハイムが提督に話した内容について彼の考えを教えてくれた。この数カ月の間に彼の交際上の立場や機会はいちじるしく改善され，また多くの制限が解除されており，島の北部を訪ねてみたが，これまでのように住民に対してわ

れわれを避けよとの指示は出されていなかったとのことだ。」

「（4月22日）　提督はベッテルハイムを呼びにやり，彼はほどなく艦に到着した。[注49] ただちにベッテルハイムの活動が始まった。そして，仮に摂政が訪れても，ペリー提督は会見すべきでないとの結論にほぼ落ち着いた。」

「（4月23日）　提督は塔乗艦から，ベッテルハイムを通じて，ゴールズボロ及びハリスの両氏と私に，彼と共に上陸して事務処理の建物を入手せよとの命令を伝えた。[注50]」

「（4月25日）　われわれが接収した家屋への立入りは認められない。欠乏品の調達は御用商人を通して行なう，注文リストはベッテルハイムを通してのみ受理されることにしたい，という当局者の意向を知って，私はバリー主計官と上陸した。[注51]」

「（4月27日）　午後，ベッテルハイムは摂政との会談結果を報告するために旗艦を訪れ，摂政の陳情書を持参した。[注52]」

「（4月30日）　訪問部隊は9時30分に泊村近くの陸揚げ場に上陸し，そこの木蔭で隊列を整え，午前10時30分ごろ『守礼』に向けて出発した。[注53] 当局は2人のガイドを差し向けて寄こし，ほかに輿10台，馬4頭の準備がしてあった。……ガイドが先頭に立ち，ベッテルハイムと私が行く道筋を確認……」などと「随行記」に記載されているように，ベッテルハイムのペリー一行につくした貢献度は極めて高く，それは「ペリーは早速[注54]在留5・6年のイギリス宣教師ベッテルハイムより琉球の国情をただすところがあった。[注55]」とする以上のものがあり，このようなベッテルハイムのはたした役割りはペリー艦隊の訪日＝横浜開港，の前提と考えてよいと思う。[注56]

ローレンス号事件についても同様のことがいえると思う。すなわち，ペリー来航の目的が，直接的には，「通商のために日本へ新しく入国するを得ることと，適当な地点に吾が蒸汽船の太平洋横断の際に必要な貯炭所を設立することであった。」としても，それは，

「1853（嘉永6）年6月3日，アメリカ東インド艦隊司令長官[注57]海軍代将マシュウ・カールブレース・ペリーは，4隻の軍艦をひきいて浦賀沖に来航した。……このペリーの背後には，アメリカ資本主義の要求があった。アメリカの中国に対する貿易が始まったのは，その独立後間もない1780年代であったが，19世紀に入り，しかもその中葉に近づくと，産業革命を経たアメリカの機械による大量の商品生産はめざましい発展を遂げた。とくに紡績業は，1805（文化2）年の紡錘4,500台から半世紀たらず後の1850（嘉永3）年には360万台へと約800倍の飛躍的増大を示していたほどであったから，その市場拡大の要求は切実であった。イギリスの南京条約についでアメリカも1844（弘化1）年米清通商条約を結び，その市場拡大のための中国政策はいっそう積極的になった。

加わるに，1848（嘉永1）年，メキシコとの戦争で得たカリフォルニアに金鉱が発見されたことは，西部への関心をたかめ，さらに一段とアメリカの眼を太平洋のかなたへ向けさせた。1852（嘉永5）年にはパナマ地峡横断鉄道が開通し，太平洋岸に沿ったサンフランシスコにいたる汽船航路が開けたので，太西洋岸と太平洋岸との距離は縮まった。ここで太平洋横断航路が開設されれば，アメリカ産業資本の要求に基づく極東貿易は中国市場へ確固たる地位を築くことができる。この太平洋横断航路のためには，当時の

船舶の状況からいって寄航地が不可欠であった。その絶好の候補地は太平洋上の諸島，とりわけ日本の諸港であった。日本にはまた豊富な石炭産出があるとも信じられていた。

アメリカが，アジアへ，そして日本へ開国を迫ったもう一つの原因は，捕鯨業の北太平洋進出であった。1835（天保6）年から約20年間は，アメリカ捕鯨業の黄金時代で，捕鯨船は日本の近海でさかんに操業した。そのため遭難船漂着事件もしばしばおこった。捕鯨船への薪水・食糧の補給，避泊港をアメリカが日本に要望したのもそのためであった。」(注58)

に要約されているように，当時のアメリカ資本主義発展の一齣として理解すべきであろう。とするならば，このローレンス号事件についても，後日，アメリカ本国において「人道上の問題として世論をまき起した」ことよりも，これにはじまる「捕鯨船遭難事件の頻発は，アメリカ政府をして日本における捕鯨船の避泊港を強く要望させ，このことがペリーの対日交渉における重要なる課題の一つとなった。」(注59)(注60)という面を重視すべきであろう。このことからして，ローレンス号事件も，ペリー来航(注61)＝横浜開港，のひとつの前提であったとしてよいと思う。

セシーユ事件は，以上二つの事件とは異なる観点で，横浜開港と関係ある事件であった。(注62)

セシーユが琉球から退去した後においても，幕府および鹿児島藩はその対策に苦慮しているが，このことは当時琉球のおかれていた歴史的条件からすれば当然のことであろう。(注63)「維新史料綱要」には，その後の経緯について，

○（弘化三年閏五月）「二十五日　鹿児島藩主島津斉興，家老調所笑左衛門広郷ヲ老中阿部正弘伊勢守○福山藩主ノ邸ニ遣シ，琉球ノ事態国艱ヲ惹起スル虞アルニ依リ，此地ニ限リ貿易ヲ許シ，以テ患害ヲ一島ニ沮メンコトヲ説ク。明日，笑左衛門，寄合筒井政憲紀伊守○後肥前守ヲ訪ヒ，此事ヲ議ス。」

○（同年同月）「二十八日(注64)　鹿児島藩主島津斉興，琉球外艦ニ対スル指揮ノ為，世子斉彬ヲ帰藩セシメンコトヲ請フ。是日，幕府，之ヲ聴ス。」

○（同年6月）「朔日　鹿児島藩世子島津斉彬修理大夫帰藩(注5)ニ依リ，父斉興大隅守ト共ニ登営ス。大将軍徳川家慶，特ニ父子ヲ引見シ，琉球外艦ノ処置ヲ委任ス。」

○（同年六月）「三日　鹿児島藩主島津斉興，外艦琉球渡来ノ状ヲ幕府ニ報ズ。」(注66)

○（同年同月）「五日　老中阿部正弘伊勢守○福山藩主(注67)鹿児島藩世子島津斉彬ニ，琉球交易ハ公許シ難キモ，遠隔ノ地ニ在ルヲ以テ臨機ノ処置特ニ之ヲ一任スベキヲ告グ。尋デ，斉彬，帰藩ノ途ニ就ク。」

○（同年同月）「八日(注68)　老中阿部正弘，鹿児島藩家老調所笑左衛門広郷ヲ招キ，琉球交易ニ関スル幕府ノ内意ヲ告ゲ，寛猛宜ヲ得テ後患ヲ貽スコト勿ラシム。藩主島津斉興，使番新納四郎衛右門久仰ヲ急遽帰藩セシメ，且琉球渡航ヲ命ズ。」(注69)

○（同年同月）「二十二日　老中阿部正弘，琉球外艦ノ事アルニ依リ，鹿児島藩主島津斉興ニ問フニ其沿海防備ノ状態ヲ以テス。斉興，乃チ状ヲ具シテ之ニ答フ。」(注70)

○（同年七月）「十三日　前水戸藩主徳川斉昭，書ヲ老中阿部正弘ニ致シ，外国船掃攘・

軍艦製造及琉球・松前ノ防備等ニ関スル意見数条ヲ陳ブ。」

○（同年同月）「二十日　鹿児島藩主島津斉興大隅守(注71)琉球ニ於ケル仏国提督応接ノ顚末ヲ幕府ニ報ズ。」

○（同年八月）(注72)「十四日　鹿児島藩主島津斉興大隅守琉球外警ニ依リ，先期帰藩及世子斉彬修理大夫ノ参府延期ヲ請フ。幕府，之ヲ允ス。」

○（同年同月）(注73)「二十八日　鹿児島藩世子島津斉彬，琉球ニ於ケル英・仏人ノ動静及領内海防ノ厳修ヲ幕府ニ稟ス。」

○（同年九月）(注74)「五日　鹿児島藩主斉興大隅守外患ヲ醍醐理性院ニ禳ヒ，護符ヲ琉球臨海寺ニ納メシム。」

○（同年同月）(注75)「十二日　鹿児島藩主島津斉興，本年閏五月仏国軍艦琉球来泊ノ状ヲ幕府ニ報ズ。」

○（同年同月）(注76)「二十六日　鹿児島藩主島津斉興，仏国軍艦琉球来泊ノ状ヲ長崎奉行ニ報ズ。」

○（同年同月）(注77)「二十八日　鹿児島藩主島津斉興，世子斉彬修理大夫ノ在藩中ニ海防及琉球処置ヲ決セン為，明春帰藩センコトヲ幕府ニ稟ス。
琉球在番奉行倉山作太夫久寿・使番新納四郎右衛門久仰等，那覇琉球ニ著ス。」

○（同年同月）(注78)「二十九日　鹿児島藩世子島津斉彬，琉球外警ノ状ヲ前水戸藩主徳川斉昭ニ報ズ。」

○（同年）(注79)「是月　琉球滞留外国人等，監視ノ煩累及物価ノ不同ヲ訴フ。在番奉行，琉球吏員ニ令シテ，其取締ヲ厳正ナラシム。」

○（同年十月）(注80)「三日　琉球在番奉行倉山作太夫久寿琉球中山府摂政浦添王子尚元魯・三司官国吉親方向良弼ヲ招キ，仏国人ノ要求拒絶シ難キニ於テハ通商ヲ允許スベキヲ内示ス。」

○（同年同月）(注81)「五日　宇和島藩主伊達宗城遠江守書ヲ前水戸藩主徳川斉昭前権中納言ニ復シテ幕府ノ琉球処置ヲ批評ス。」

○（同年同月）(注82)「二十二日　鹿児島藩主島津斉興大隅守仏国軍艦琉球来航ノ状ヲ幕府ニ報ズ。」

○（同年同月）(注83)「二十五日　鹿児島藩世子島津斉彬修理大夫領内沿海要地ヲ巡見シ，是日，鹿児島ニ帰ル。尋デ，状ヲ幕府ニ報ズ。」

○（同年十一月）(注84)「二十四日　鹿児島藩主島津斉興大隅守英国艦隊琉球渡来ノ状ヲ長崎奉行ニ報ズ。」

○（同年同月）(注85)「二十九日　鹿児島藩世子島津斉彬修理大夫書ヲ前水戸藩主徳川斉昭前権中納言ニ復シ，琉球外警ノ状ヲ告グ。」

○（同年十二月）(注86)「十一日　鹿児島藩主島津斉興大隅守英国艦隊琉球来航ノ状ヲ幕府ニ報ズ。」

○（同年同月）(注87)「二十二日　是ヨリ先，琉球中山王尚育，外国軍艦ノ頻ニ至ルヲ憂ヒ，特使ヲ清国政府ニ派シテ，外国人ノ退去・互市ノ拒否ヲ周旋セシメントス。鹿児島藩，制シテ之ヲ止ム。是日，琉球進貢使向元模，清廷ニ到リ，哀訴ス。」

○（同年同月）(注88)「二十四日　琉球中山府三司官等，琉球在番奉行倉山作太郎久寿ニ，外国交

易ハ琉球物産ノミヲ以テセンコトヲ答申ス。」

○（同年）「是月　琉球中山府，特使ヲ鹿児島藩(注89)ニ派遣シ，外国貿易ノ内許ヲ謝センコトヲ議ス。」

○（弘化四年正月）「十五日　鹿児島藩主島津斉興(大隅守)就封(注90)ニ依リ，登営ス。明日，老中阿部正弘(伊勢守・福山藩主)◯特ニ斉興ヲ其邸ニ招キ，琉球外事処分ヲ諭示ス。」

○（同年二月）「十三日　琉球在番奉行倉山作太夫(久寿)等，運天港琉球(注91)見分ノ為那覇(同上)ヲ発ス。」

○（同年三月）「十七日　鹿児島藩家老調所笑左衛門(広郷)(注92)鹿児島在番ノ琉球親分ニ，外国人ノ措置平穏ヲ主トシ，事情已ムヲ得ズンバ，貿易ヲ開始スベキノ内意ヲ伝フ。」

と記されているが，その間すでに弘化3年6月5日の段階(注93)において，老中阿部正弘が島津斉彬を自邸に招いて，「琉球国え仏蘭西人共罷越候節，難題申掛候義に付，取扱方心配被致候段，尤の儀に候得共，交易の儀は，公儀難被及御沙汰筋に候，併琉球国の儀は，其方領分とは乍申，国地同様に難取扱段は，無余義相聞，既に此度の一条，其方存寄一杯に可被取計旨，被仰出も有之儀に付，寛猛の所置，其時宜に応し，後患無之様，思慮の上，取計可被申事，」と訓示し，さらに，この時陪席した筒井政憲らを鹿児島藩邸に派遣し「琉球ハ清国ト通商ノ例(注94, 95)ニ準ジ，其国権内ヲ以テ他国トノ通商ヲ許スノ外ナシ，然ルニ三奉行ノ評議ニ付セラレタルトキ，異議ヲ唱フル者アリ，琉球貿易ヲ仏国ニ許スニ於テハ，長崎ニ於ケル政府ノ商利ニ影響スルコトアルベシト言ヒタレドモ，阿部閣老ハ万一琉球仏国ト開戦ニ及ハバ，結局国難ヲ惹キ起スコトヲ免レザルベシトテ，三奉行ノ意見ヲ斥ケテ允許スルノ決意ナリ，故ニ外国通商ニツキテハ公然允許ノ令ヲ下シ難シト雖モ，政府ノ意向ヲ慮ルヲ要セズ，適宜ノ処置アリテ可ナリ，而シテ仏国ニ貿易ヲ許ストキハ他国モ亦其例ニ倣ハントセン，然レドモ琉球ハ国土狭小ニシテ物産豊ナラズ，広ク諸国ト通商スルノ資力ナシ，宜シク仏国ヲシテ他ノ諸国ニ此旨ヲ諭解セシムルノ手段ヲ執ラレンコトヲ望ム。」とかさねて斉彬に指示していることは，大筋として，これ以後のことをも含めて，「薩摩藩世子島津斉彬はフランスの出方如何では交易も止むなしと認め『通信』『貿易』は琉球王限りに黙許，『布教』は拒絶との方針について老中阿部正弘の了解を得て，将軍から島津氏『寛猛之処置』が一任された。」(注96)とする方向へすすんでゆくひとつの転換(注97)として特記すべきことであると思う。すなわち(注98)，さきにのべたように，この琉球問題の処理は当時の幕府の外交の「眼」であり，したがって，この問題を「フランスとの争端を恐れフランスに限り允許し，フランスに他国の開港要求を謝絶させようと意図」し，解決しようとしたことは，寛永鎖国の土台の上に築かれている，それまでの幕府の政策(注99)からすれば一歩後退であり，極言すれば，幕藩体制そのものの危機の到来を示しているからである。勿論，「画期的な琉・仏交易も斉彬の死で蹉跌したが，その性格は内地と同一に談ぜられるものではない。」とする意見もわからないわけではないが，少く共，セシーユ事件の結果，幕府の方針が，たとえ琉球というひとつの地域的な問題(注100)ではあるけれども，そこで通商・貿易(注101)を黙認したことはそのまま幕府の外交の基本方針がかわったことを意味し，また，この事件を契機として，幕府が問題の解決に，このような態度でのぞんだことは，とりもなおさず鎖国の維持の不可能を知ったという点において，これまたペリー

来航＝横浜開港，のひとつの前提と考えてよいと思う。(注102)

ビッドル事件が，ペリー来航＝横浜開港，のひとつの前提であったということについての所論は不必要であろう。問題は，

(1) ベッテルハイム(注103)事件　弘化3年4月5日～嘉永7年6月23日。
(2) ローレンス号事件　弘化3年5月11日～弘化4年9月(注104)19日。
(3) セシーユ事件　弘化3年5月13日～弘化3年閏5月24日。
(4) ビッドル事件　弘化3年閏5月27日～弘化3年6月7日。(注105)

というように，これらの事件が，ほとんど同時期に，しかもかさなって起きているということである。そして，弘化3年には，この他にも，

○(閏五月)「十五日　仏国船一艘，那覇(琉球)ニ漂着，月ヲ越エテ去ル。」(注106)
○(同月)「二十四日　米国軍艦二艘，遠州沖ニ見ハレ，尋デ東航，江戸湾ニ入ル。沿海諸藩及相模・安房・上総警備ノ川越・忍二藩，急ヲ幕府ニ報ジ，警備ニ就ク。」(注107)
○「是月　外国船，松前・八戸二藩ノ海上ニ出没ス。」
○(六月)「二十八日　丁抹国測量船ガラテア，相模海上ニ仮泊ス。浦賀奉行所属吏及川越藩ノ警兵，就テ其状ヲ偵シ，近海ノ諸候，亦之ニ備フ。」(注108)
○(八月)「二十三日　英国水師提督，軍艦三艘ヲ率キテ那覇(琉球)ニ来リ，国王ニ面接ヲ要ム。布政官，之ト応接シ，残留国人ノ退去ヲ迫ル。提督，肯カズ。二十八日去ル。」(注109)

などの外国船のわが国への接触があって，幕府も一層緊張せざるを得なかった。外国船の来航の時期が期間的に限られているのは，当時の船が大体帆船で季節風に頼っていたからであるが，もともと外国船の来航が具体的になってきたのは安永7（1778）年頃からで，それ以来，主として北方および琉球海域で年毎に激しくなってきているのである。しかし安永から天保（1772～1843）の間においては，幕府は，最近，維新変革の起点の問題でクローズ・アップしているあらゆる面での国内的矛盾に喘いでいたとはいいながら，なお田沼時代から天保改革までの諸改革によって，幕政の転回を図ろうとした余力をのこしており，事実，そのことのみに意を用い，したがって，散発的に起きている外国船の来航についても有効な措置をとろうとはせず，「祖法」を楯として姑息な手段で問題を回避してきたのである。そして，この段階でも，外国船との間にいくつかのトラブルが起っているが，幕府が無策であったにもかかわらず，世界史的にいって，それがそのまま「外圧」にまで発展しなかったことは，わが国としても幸いであった。これに対して，弘化年間は，国内的には，天保改革の失敗によってあらゆる分野での諸矛盾が尖鋭化し，その結果，すでに幕政の回生を期待できないまでに幕藩体制の危機が深刻化する一方，対外的にも，ようやく帝国主義時代に入りつつあった列強各国の，わが国に対する要求も質的にかわってきている時期であった。いいかえれば，この時(注111)になってはじめて前述の(1)～(4)の事件に代表される外国船の来航の問題が，幕政全体のなかで考えられるようになり，しかも，そのひとつひとつの事件が，これまでのべてきたように，すべて嘉永6年6月3日〔1853・78〕のペリー浦賀来航＝横浜開港，の前提になっているのである。これが弘化年間の対外関係が極めて画期的であるとする理由である。

(三)

以上のべた(1)～(4)までの事件について，(2)のローレンス号事件は別にして，「阿部正弘事蹟」（渡辺修二郎著）には「外船ノ江戸湾闖入，開交要求ハ嘉永六年ヲ以テ突然発シタル事ニアラズ，幕府ニ於テモ亦其事アランコトヲ予期シタルナリ。近時日本ノ開国貿易ハ琉球開国貿易ニ其端緒ヲ発ス。而シテ琉球ノ開国貿易ハ実ニ時ノ宰相阿部正弘ノ首トシテ賛成スル所ナリキ。」と，開港にいたるまでの間にはたした正弘の役割を積極的に評価しつつ，ベッテルハイム(注112)事件については，「琉吏之ヲ拒メドモ，本国政府ノ命ト称シテ聴カズ，遂ニ留リ」と記し，また，セシーユ事件についても，「仏艦3隻又運天港ニ来着シ艦員随意上陸(注113)シ，乗馬，逍遙，測量ヲ為シ，毫モ憚ル所ナシ，5月総司令官琉球ノ大官数名ヲ艦中ニ招キテ饗シ，欧洲列国ノ形勢ヲ論ジ，仏国ト和親ヲ講ズルノ得策ナルヲ説キ，清国等トノ条約ヲ示シテ開交通商ヲ強求シ，威喝シテ之ニ迫リ，決答ヲ促ス，大官言ヲ左右ニ託シ，事ヲ緩ウセントス，艦将益々其決答ヲ迫リテ止マズ，琉吏頗ル困ム，艦将之ニ告ゲテ曰ク『遠カラズシテ旧来琉球ト通交ノ国ナル日本ニモ至リ条約ヲ結バントス，琉球亦宜ク速ニ和好ヲ開クベシ』ト　琉吏恐怖シテ之ヲ薩藩ニ報ジ，薩藩亦之ヲ江戸藩邸ニ報ジ，藩主之ヲ幕府ニ稟シ，」と記されており，いずれも「外圧」のきびしさ，もしくはきびしくなってゆく情勢(注114)を伝えている。ビッドル事件についても，その来航の目的からして「通商ヲ請フ，数藩命ヲ受ケ，兵ヲ発シテ海岸ヲ整備シ，時宜ニ依リ之ヲ撃攘セントス。」と，若干ニュアンスがちがっているものの，これまた当時太平の夢をむさぼっていた(注115)幕藩体制下の日本を，外部から直接にゆさぶった国際的緊張のひとつとして記している。同時に，これらの事件が，当時の国際情勢からすれば当然起り得るものであったとしても，その場合に「本国政府ノ命ト称シテ聴カズ」・「威喝シテ之ニ迫リ」などにみられる列強各国の態度，および，それぞれの事件がそこで終ることなく，すでにのべたように，そのままペリー来航＝横浜開港，に結びついてゆくことは注目すべきことであろう。すなわち，例えばベッテルハイム(注116)が滞琉を求めてきた時に，琉球王庁がそれを拒んだにもかかわらずそれを無視したことや，セシーユ事件が，結果的に琉・仏貿易を幕府に黙認させるほどに発展していったことなどは，横浜開港時に示された諸外国の侵略性と全く同じであると思うからである。

いうまでもなく，いわゆる幕末に起きた「外圧」の問題は，産業革命以後の世界の大勢を考える時に，また中国におけるアヘン戦争（1840～2）・太平天国の乱（1850～64）およびインドにおけるセポイの反乱（1857）など，当時のアジアの情勢をつぶさに検討すれば当然予想されることであった。国内でさえ開国論にもとづく開明思想家といわれている人々のなかに，はやくから「外圧」を想定し，警告を発していたもののいたことも周知の事実である。にもかかわらず，長い間の太平に押れ世界の大勢と断絶していた幕府は，このような外国船の来航についてもしかるべき方策をうちだすことができないのみか，かえって封建反動として進歩的な意見を抹殺し，事態の収拾を図ってきたのである。したがって，弘化3年に起きた(1)～(4)の事件などについても古い慣習の枠のなかで解決しようとし

た。勿論，このような幕府の政策が，めまぐるしく変化している世界の大勢のなかで対応できるはずがなく，年毎に激化してくる「外圧」が，やがて幕府倒壊のひとつの大きな原因になっていったのである。このような推移のなかで，弘化3年8月29日に「異国船渡来の状京師に聞ゆ　因て海防の勅を幕府に降す」措置がとられたことは，これが「〔接〕外患の事に係りて勅を幕府に下すもの此時を以って始とす」[注117]とされているように，従来の朝幕関係と異なる新しい相互の関係が，外国船の来航の頻繁化[注118]をきっかけとして生じたことを示すものであるが，それ以上に，この年における「外圧」のきびしさを朝廷や幕府が認識してきたことに注目[注119]すべきであろう。また同年10月3日付の所司代から朝廷えの上申書[注120]にしても逼迫する外交情勢からの所産であるが，このように，この年は対外関係史上ひとつの転換期であった。そして，これまでのべてきたように，この年におきたそれぞれの事件が，ペリー来航＝横浜開港，ということにおいて一応集約されると考えられることから，横浜開港史にあっても，横浜開港のひとつの前提をなす年として差し支えないと思う。ここに弘化3年の歴史的意義をみることができる。

〔注〕

（1）遠山茂樹　「戦後の歴史学と歴史意識」（岩波書店・1968年）・「講座日本史・5・明治維新」（東京大学出版会・1970年）など参照。

（2）「1843年11月（天保14年閏9月），天保改革に失敗して老中水野忠邦がその職を去ると，代わって阿部正弘が老中に任ぜられた。水野忠邦は翌弘化元年6月から弘化2年4月に至る間，再び老中首座に返り咲いたが，既に昔日の権威はなく，その後は阿部正弘が老中首座となってもっぱら政権を担当した。正弘が老中となって以降約10年間，1852（嘉永5）年までの政局は，比較的波瀾の少ない時期であり，その後の政局の激動期を前にした，一種の安定期ともいえる。それだけにこの時期に対する従来の諸研究は，きわめて乏しい。しかしこの時期こそ，幕末の波瀾に富む時代の伏線として，あるいは激動期のさまざまな条件を生み出す基礎がつくられる時代として検討がなされなければならない。天保改革後の，農村の動揺，商品経済やマニュファクチュアの発展がどのように展開し，それがどのように処理されたかというような，下部構造の変化の分析は不十分であり，さらにそれと上部構造との関係という面については，ほとんど報告が行なわれていない。もちろんその変化は，開国以降のような激変ではないにしろ，―― したがって政局面においても波瀾がなかったといえばそれまでのことであるかもしれないが，しかしそうは簡単に言い切れないのではなかろうか。天保改革を必然たらしめた諸条件が，解消されたはずはなく，より深刻化していったと考えるべきであろうし，下部構造は緩かなテンポであったにせよ，変化を示していたといわざるをえない。」（小西四郎　「開国」・岩波講座日本歴史〈近代1〉所収――99頁。）

（3）「大日本維新史料」　第1編ノ1——300～1頁。
（4）同　上——474頁。
（5）同　上——485～6頁。
（6）同　上——760頁。
（7）これらの事件については，「孝明天皇紀」にも，弘化3年10月3日附武士上申書として，次のように記載されている。
「当四月五日琉球国之内那覇沖ト申所ヘ嘆咭唎国之船二十人乗一艘 唐人共モ乗組渡来同七日那覇湊ト申所ヘ仏朗西国之船三百人乗一艘 五月七日同十三日同国運天湊ト申所ヘ仏朗西国之船大綱兵船ト唱五百人乗一艘 三百人乗一艘両度ニ猶又渡来琉球国ト通商和好等之儀申立候ニ付役々ヨリ示談之上委細及理解通商之儀堅ク相断候処其段本国ヘ 罷帰申聞猶一箇年程ニハ又候渡来モ可致旨異人共ヨリ及挨拶聞 五月廿四日一同出帆致シ尤右之内仏朗西人一人幷当四月中渡来致シ候嘆咭唎国之医師幷妻子唐人共ハ 今以琉球国ヘ残シ置候ニ付夫々厳重ニ手当致シ置候由松平大隅守ヨリ追々注進有之候
閏五月廿七日浦賀之沖合ヘ北亜米利加之船一艘ハ長サ四十二間程ニテ八百人乗組 一艘ハ長サ二十二間程ニテ二百人乗組渡来軍船之模様ニモ相見エ候ニ付 浦賀奉行組与力同心共幷御備場詰ノ役々早速出船致シ同所野比浜沖ニテ乗留及 通弁候処右船逆意等ハ無之交易之儀頻テ相願候趣横文字差出候ニ付日本之儀ハ外国之通信通商新ニ御許容ハ 難相成御国禁之旨申諭食料薪水等望ニ任セ相応ニ与ヘ早々出帆候様申渡候処右之趣承伏致シ請書ヲモ差出 六月七日出帆之事ニ候……」（同年8月29日条）
（8）「当時琉球は日清両属の国であるが，実際には薩摩藩の監督支配下に置かれていた。」（小西　前掲論文——100頁。）
（9）「大日本維新史料」　第1編ノ1——349頁。
（10）この「通事唐人一人」については，「尚泰侯実録」に「四月五日，英艘一艘，那覇に来る。……翌六日官憲の制止するを用ひず，強ひて夫の英人等の一行六人（家族四人支那人二人）を留め，数日の後ち抜錨して去れり。」（同上——307頁）と記されているように，2人とする史料もあってはっきりしない面がある。
（11）同　上——301頁。
（12）〔尚泰侯実録〕「……基督教に対して門戸を鎖せる日本に，一条の間道を発見して，英吉利海軍琉球伝道会 Lew Chew Naval Mission より新に派遣せられたる宣教師なり，……熱心なる信者にして，且医術に通暁せるを以て，能く其の任務に適する者と信ぜられたり，」（同上——307～8頁）。
（13）同　上——310頁。
（14）ベッテルハイムのその後については，サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズ Samuel Wells Williams の「ペリー日本遠征随行記」（洞富雄訳・雄松堂書店・1970年）に詳しく記されている。
（15）田丸辻郎　「開　港」（「日本歴史講座・4」所収・東京大学出版会——140頁。）
（16）「横浜開港と洋画の開花」（神奈川県立博物館特別展目録・1970年——37～9頁。）
（17）「大日本維新史料」　第1編ノ1——475頁。
（18）同　上——476～7頁。
（19）同　上——484～5頁。
（20）同　上——485頁。

(21)　「かくして1840年代後半にいたり，アメリカ捕鯨船の日本近海を巡航するもの次第に激増しついに日米外交交渉の重要な発端のひとつとなった『ローレンス』および『ラゴダ』両捕鯨船の遭難海員にたいする日本側の処置問題が発生するにいたった。」（「横浜市史」・第2巻——33頁。）

(22)　弘化3年4月11日（1846・5・6）にアメリカ捕鯨船ローレンス号が北太平洋に出漁中台風におそわれて，その乗組員23名のうち7名が東蝦夷地エトロフ島に漂著した。この船はニューヨーク州パーシピア Percipia を1845年7月19日に出港したものである。松前藩はこれを救助収容して翌弘化4年6月3日長崎に護送した。長崎奉行平賀勝足（信濃守）は一行を崇福寺末庵緑羅庵に拘置した。奉行は幕閣に上申し，同年9月11日（10・19）その指令にもとづいてオランダ商館長レフィソーン Levyssohn, Joseph Henrij にバタヴィアへの送還を命じ，商館長は一行をオランダ商船に引渡して9月19日（10・27）長崎を出港した。

長崎奉行は一行を収容中待遇などにつとめて意をもちいたのであるが，かえって二等運転士ジョージ＝ハウ How, George は1848年1月6日シンガポール＝フリー＝プレス Singapore Free Press 紙上に，日本に滞在中囚人の待遇をうけ不当にしいたげられたと述べ，また同行の1名が長崎で病死した事実を曲げて，脱走をくわだてて殺害されたと記した。この記事がアメリカ本国に伝えられるや，人道上の問題として世論をまき起したのである。」（同上——33～4頁。）

(23)　「大日本維新史料」　第1編ノ1——314頁。

(24)　同　上——319頁。

(25)　同　上——507頁。

(26)　同　上——511頁。

(27)　同　上——546頁。

(28)　同　上——529頁。

(29)　同　上——634頁。

(30)　同　上——677頁。

(31)　同　上——706頁。

(32)　同　上——768～9頁。

(33)　ビッドルの浦賀来航について，「横浜市史」には，次の様に記されている。「たまたま1845年米清修好通商条約の批准書交換のために，公使エヴェレット Everett, Alexandar H. を中国に派遣するにあたって，対日通商条約締結の全権をも同公使に付与した。またこれと同時にアメリカ東インド艦隊司令長官海軍代将ビッドルに訓令して，日本の諸港を開く可能性の有無を確かめるための最善の努力をつくし，エヴェレット公使に訪日の意志があるばあいは艦隊を率いてその使用に供し，もし公使にその意思のないときは，機会をみて当初の計画を遂行するように命じた。かくして公使が途中健康を害したために，日本訪問はビッドルにより実行されることとなった。」（同書・第2巻——42頁。）

(34)　「大日本維新史料」　第1編ノ1——809頁。

(35)　同　上——811頁。

(36)　同　上——811頁。

(37)　同　上——815～7頁。

(38)　別の史料には，風雲急なる当時の情勢を，ビッドル事件をふくめて，次の様に記されている。〔浦賀渡来米艦警備ニ就イテ〕

一異国人共，房州口へ乗入候様子ニ付，　同所御台場持松平大和守年番ノ由人数差出，指留警衛罷在候旨申来，浦賀奉行大久保因幡守ヨリモ申来，依之在府ノ浦賀奉行一柳一太郎並御鉄砲掛御先手井上左大夫，浦賀表へ相詰候由，六月朔日松平大和守・松平下総守持場へ相越候様，内達有之，同二日阿部伊勢守宅へ，右両家ノ家来呼出，彼ノ地へ被遣旨達，同三日朝大和守発途，同四日朝下総守発途，惣勢六七千程召連候由，アメリカ人，阿蘭陀人ヲ以辞通ニ致候由，同月六日，異国船ニテ申渡相済，同七日帰帆仕候由，尤被下物ハ，此節極秘ニテ難相分，

一右同時ノ頃，イギリス人参百人程，琉球へ上陸，依之大隅守養子松平修理大夫へ，以上使国許へ，御暇被遣，六月朔日，登営，御目見，同六日発足仕候，

薩州ヨリ琉球へ渡船之時節，九月頃ヨリ二月頃迄，琉球ヨリ薩州へ渡船之時節，三月頃ヨリ八月頃迄ノ由ニテ，此節琉球人数渡船ニ差支候由ノ処，此節兵船弐艘出帆ノ処，一艘無恙到着イタシ候，一艘ハ行衛不相分旨，申来候由，

同時ノ頃，松前へヲロシャ人上陸ノ由ニ付，志摩守〔松前昌広・松前藩主〕人数差出，津軽越中守〔順承・弘前藩主〕ヨリモ人数差出候由，ヲロシャ人，此節ハ帰帆ノ由，風聞仕候，

右之儀ニ付，相州近辺ノ諸侯，其外人数差出候旨，大目付へ届ノ名前，左之通り

琉球国へ異国船渡来ノ旨，　松平大隅守〔島津斉興・鹿児島藩主〕
領分へ異国人上陸ノ旨，　松前志摩守
相州松輪へ異国船弐艘来候ノ旨，　松平下総守
領分安房国勝山浦ニ異船弐艘見候付，人数出候旨，　酒井安房守〔忠嗣・安房勝山藩主〕
大島沖合ニ異国船相見候ニ付，人数差出候旨，　松平大和守
異国渡来ニ付，野比浜沖ニテ差押，警衛罷在，且又大津へ差出置候人数，観音崎台場下へ操出，相固候旨，　右同人
房州勝山沖へ異国船弐艘相見候処，浦賀辺へ乗入候趣，注進申来候ニ付，固人数，領分八幡浦へ出張申候旨，　阿部駿河守〔正身・佐貫藩主〕
領分浦々へ異国船相見候間，固人数差出候旨，　大久保加賀守〔忠懋・小田原藩主〕
松平下総守
堀田備中守〔正篤・佐倉藩主〕
水野壱岐守〔忠宝・鶴牧藩主〕
林　播磨守〔忠旭・請西藩主〕
森川伊豆守
水野金五郎〔忠経・山形藩主〕
水野惣兵衛〔忠良・沼津藩主〕
南部信濃守〔利済・盛岡藩主〕
井上河内守〔正春・浜松藩主〕
増山河内守〔正修・長島藩主〕
田沼玄蕃頭〔意尊・相良藩主〕

但，何レモ弐番手人数差出候由，　（同上——825～8頁）

(39)「此度我国と交易いたし度旨，願ふといへとも，我国は新に外国の通信通商を許すことかたき国禁にしてゆるさるることなき故に，早々帰帆致すべし，先年より度々通信を願ふ国々あれと　ゆるさず，其国とても同様の事なれは，此後幾度来り願ふとも無益のこと也，勿論外国の事は，長崎にてあつかふ国法にて，この地は外国のことに預かる所にあらされは，願い申旨ありとも，ここに来りては事通せさる間，再ひこゝに来ることなかれ」（「大日本維新

史料」　第1編ノ2――15頁。

(40)　同　上――14～5頁。

(41)　同　上――17頁。

(42)　同　上――51頁。

(43)　同　上――77頁。

(44)　「このとき浦賀奉行は大久保忠豊（因幡守）・一柳一太郎（直方）で，…… すなわち幕閣の指令にもとづき，清国と同様の通商条約を求めるビッドルの要請を拒否し，対外折衝は長崎以外の地では応じられないむねを説き，すみやかに退去すべきを伝えた。この談判のうちで，日本側は法規により外国船入港のさいは銃砲刀剣を揚陸すべきことを要求したが，ビッドルは両艦は軍艦にして私的な商艦ではないとしてこれを拒絶し，またビッドルは米・英仏各国の対清通商条約の漢文写本を手交しようとしたが，日本側は受領すべき権限を将軍より与えられていないとして拒否した。ビッドルは自己の任務をば，日本政府に通商条約締結の意志ありや否やを確認するにあると解して，論書を受けとり浦賀沖を抜錨した。」（「横浜市史」・第2巻――42頁。）

(45)　「しかしながらビッドル長官は，日本が対外通商関係を開始する意向を有するかどうかについて日本政府の確答をえ，またアメリカ艦隊を江戸湾に入港させた点において，日米条約締結の外交交渉を行った先駆者の栄誉をになうものといえよう。」（同上――43頁）

(46)　「ペリー遠征随行日記」――28～9頁。

(47)　「ウィリアムズとベッテルハイムはライバルで，ウィリアムズは6月3日，4日，28日，8月1日及び翌年7月13日の日記でも辛辣な批評をあえてしている。相手に対する悪口ではベッテルハイムも負けてはいず，彼の日誌で，ウィリアムズの知っている中国語は広東語だけだ（これは嘘で，ウィリアムズは北京官話を達者に話せた）とか，彼はまるで死豚のように見える（彼の青白い顔をいったのであろう）とか書いていた。……」（同上――34～5頁）

(48)　同　上――28頁。

(49)　同　上――29頁。

(50)　同　上――32頁。

(51)　同　上――36頁。

(52)　同　上――39頁。

(53)　同　上――44頁。

(54)　同　上――49頁。

(55)　ペリー艦隊は，5月5日から16日まで，小笠原諸島へ調査のためおもむいているので，この間，いうまでもないことであるが，ベッテルハイムとは無関係であった。しかし，第1回日本遠征を実施するにあたって，一旦，琉球に引返しているが，ふたたび，ベッテルハイムはペリー一行と接触している。

(56)　「横浜市史」・第2巻――68頁。

(57)　「日本遠征記」（岩波文庫）――211頁。

(58)　田中　彰　「体系日本歴史・5・明治国家」（日本評論社・1967年）――8～9頁。

(59)　注（22）参照。

(60)　「右のローレンス号遭難事件から満2カ年をへた嘉永元年5月9日（1848・6・9）には，ラゴダ号事件が発生した。この日ラゴダ号乗組員のうち15名が蝦夷地松前に漂着した。そのうちアメリカ市民は7名で，その余はハワイ生まれのカナカ族であり，船内の悪習のために

本船を脱走したものであった。この船はマサチューセツ州ニュー＝ベッドフォードに船籍を有し，1846年8月26日に出航している。松前藩は一行を長崎奉行井戸覚弘（対馬守）に送致し，奉行は崇福寺境内に牢屋敷を新設して一行を収容し監視を厳にした。」（「横浜市史」・第2巻——34頁。）

(61) 同　上——35頁。

(62) セシーユは，弘化元年に「琉球に軍艦を分遣し，琉球当局に通信・布教・貿易の3条を協議し，宣教師フォルカードと清国人通訳を留め，」（「明治維新史講座・2」—— 241頁）ている。したがって，弘化3年の来琉は，彼としては2回目の接触である。

(63) 同　上——240～3頁。

(64) 「維新史料綱要」・巻1——20頁。

(65) 同　上——21頁。

(66) 同　上——22頁。

(67) 同　上——23頁。

(68) 同　上——23頁。

(69) 同　上——24頁。

(70) 同　上——27頁。

(71) 同　上——30頁。

(72) 同　上——30頁。

(73) 同　上——34頁。

(74) 同　上——35頁。

(75) 同　上——37頁。

(76) 同　上——38頁。

(77) 同　上——40頁。

(78) 同　上——40頁。

(79) 同　上——40頁。

(80) 同　上——41頁。

(81) 同　上——42頁。

(82) 同　上——43頁。

(83) 同　上——45頁。

(84) 同　上——45頁。

(85) 同　上——49頁。

(86) 同　上——50頁。

(87) 同　上——51頁。

(88) 同　上——53頁。

(89) 同　上——53頁。

(90) 同　上——55頁。

(91) 同　上——58頁。

(92) 同　上——62頁。

(93) 同　上——67頁。

(94) 「大日本維新史料」　第1編ノ2——30頁。

(95) 「正弘特ニ斉彬ヲ官邸ニ招キ，筒井政憲，川路聖謨ヲシテ陪席セシメ，斉彬ニ訓示シテ曰ク

『琉球ノ事ハ大将軍ニ於テモ足下ノ意見ヲ嘉納シテ之ヲ委任セラレタルヲ以テ，宜シク適当ノ処置アルベシ，事ヲ破リ禍害ヲ生ズルコトアルベカラズ，琉球ハ外藩ナルヲ以テ，政府ハ強キテ干渉セズ，毎事指令ヲ仰グヲ要セズ，専断事ヲ処スルモ亦問フ所ニアラズ，仏人強請スル所ハ力ヲ尽シテ之ヲ拒ムベシト雖モ，交易ノ事ハ之ヲ允許スルモ可ナリ，唯仏国ニ限リ余国ニ及ボスコトナク，務メテ事ヲ小ニシテ大ナラシムベカラズ』ト。此日，正弘又藩老ヲ官邸ニ召ビ，右諭示ノ趣旨ヲ書面ニ記シ，琉球ノ事ニ関シテハ政府命令ヲ与フルノ限ニアラズ，之ヲ藩主ノ意見ニ一任ス，宜シク至当ノ処置アルベシトノ訓令ヲ授ク。」（渡辺修二郎「阿部正弘事蹟」・上――93～4頁）

(96)　同　上――94～5頁。

(97)　「斉彬鹿児島ニ著スルノ翌日（六月二十六日），飛舟ヲ琉球ニ発シ，通信貿易ハ已ムヲ得ザルニ際シテ之ヲ許スモ可ナリト雖モ，布教ハ堅ク之ヲ拒絶スベキコトヲ訓諭シ，専ラ兵備ヲ整フ，」（同上――95頁）

(98)　注　（62）前掲書　　242頁。

(99)　同　上――242～3頁。

(100)　同　上――242頁。

(101)　セシーユは軍艦3隻をひきいて，閏5月24日に琉球を出発した後，同年6月7日から9日までの3日間，長崎に入港している。さらに，セシーユの命令で，軍艦サビーヌが7月25日から8月11日まで那覇に滞留した。

(102)　「しかし現実のペリー艦隊の来航が，幕府当局者の予想をこえたのは，4隻の軍艦と砲門を眼の前にしての威圧と，それを背景とするペリーの強硬な態度であった。しかしこの艦隊を威力とする開国要求も，まったく予期できぬというものではなかった。すでに1846（弘化3）年フランス艦隊は，沖縄に来航して条約締結を求めた。当時沖縄王朝は，清朝に朝貢するとともに薩州藩にも服属していた。この開国要求にたいし，老中阿部正弘が薩州藩にあたえた指示は，沖縄とフランスとの開戦となれば，結局は国難をひきおこすから，公然と開国の許可は出せないが黙認するという内容のものであった。そのうらには，沖縄は『其方（薩藩――著者註）領分とは申しながら，国地同様には取扱ひ難き段は余儀なく相聞』との理由づけで，『国地』同様ではない沖縄のぎせいにおいて，外人の内地進入をゆるめようとする策略があったという（渡辺修二郎『阿部正弘事蹟』）。要するに鎖国制度を守るためとの口実のもとで，開国を黙認するという，この経過は，7年後のペリー来航をむかえた幕府の方針を暗示するものであった。」（遠山茂樹　「明治維新と現代」・岩波新書――60頁）

(103)　ビッドル事件について，「阿部正弘事蹟」には，「従来長崎以外ニ於テ外人ト応接ヲ開キ，書翰ヲ交換スルハ極メテ稀ナルニ拘ラズ，之ヲ為シタルモノハ，鎖国政策ヲ固守スル中ニ幾分カ寛和ノ態度ニ遷リタルヲ観ルニ足レリ。」（同書・上――113頁）と記されている。

しかし，サミュエル・E・モリソンの「ペリーと日本」に「ビドル提督は，コンコード号乗組当時からのペリーの友人であったが，外交官の素質を欠いていた。彼はせっかくペリーが友好裡に端緒をつけた，トルコのパシャとの関係をめちゃめちゃにした男でもあった。彼の乗組んだ戦列艦コロンブス号は，スループ型砲艦バンゼンス号をしたがえて1846年7月20日（引用者注＝西暦年月日）に，江戸湾入り口の浦賀沖に錨をおろした。投錨した2隻はたちまち何百艘という武装警備船にとりかこまれた。するとビドルは，フィラデルフィアの門閥家の出にも似合わず，日本人に対して“庶民的な”態度を示し，わざわざ甲板に出て衆目に身をさらしたばかりでなく，見物人が群をなして乗艦することを許し，日本人からの贈り物を

うけとる一方，大統領の親書を浦賀の小役人に渡して，江戸の幕府への回付を依頼したのである。江戸でそれを受けつけた老中阿部正弘は，その受領を拒否し，時をうつさず米艦を追いかえせと浦賀奉行に命令した。奉行はただちに，ぶっきらぼうな覚書をビドルに送ってその旨を伝えるとともに，もう二度とふたたび立ち寄るなと云いわたした。…… ペリー提督はビドルの威厳の欠如に留意し，自分は日本人に侮辱されるような立場には決してたつまい，と決意し，……」（後藤優訳・原書房——60～61頁）と記されているのは，この事件に関するアメリカ側の見方として興味深いものがある。

(104)「（嘉永七年六月）二十三日（米国艦隊司令長官ペリー）弘化以降滞留セル英医ベッテルハイムヲ伴ヒ，那覇ヲ去ル。」（「維新史料綱要・巻一」——616～7頁）

(105) 注（101）参照。

(106)「維新史料綱要」・巻1——18頁。

(107) 同　上——19～20頁。

(108) 同　上——21頁。

(109) 同　上——28頁。

(110) 同　上——35頁。

(111)「ところで19世紀後半の時代は，東アジアにも新しい段階を画するものであった。1850年代中国における太平天国の鎮圧，インドにおけるセポイの反乱の抑圧等を通じて，東アジアの従属化はすすみつつあった。」（江口朴郎「帝国主義時代1・総説」・岩波講座世界歴史——11頁）

(112) 渡辺修二郎「阿部正弘事蹟」・上——82頁。

(113) 同　上——88頁。

(114) 同　上——88～9頁。

(115) 同　上——112頁。

(116) 小西四郎「ペリーと横浜」（「横浜開港と洋画の開花」・神奈川県立博物館特別展目録・1970年——6～9頁）

(117)「孝明天皇紀」・巻1——255頁。

(118) 同　上——257頁。

(119)「アメリカ東インド艦隊司令長官ビッドルが，浦賀に来て通商を求めた46（弘化3）年，すなわちペリー来航7年前，朝廷は幕府にたいし，海防を厳にせよとの沙汰書を出した。これにたいし幕府は諸国艦船渡来の情況を所司代をして報告させた。これは，朝廷が政治発言をおこなった最初の事件で，これまでの朝幕関係からすれば異例のことであるが，注意をひくのは，祖法を守ることに執心をしめしていた幕府が，この『異例』を何の紛議もなくうけいれていることである。この沙汰書が出た背後に，徳川斉昭の朝廷へのはたらきかけがあり，彼との協調をはかっていた幕閣が，事をあらだてるのを遠慮したという事情もあったかもしれない。しかしそれだけでは説明がつかない。鎖国制度を守るかどうかの外交問題の処理に関しては，幕府役人・諸大名の意見を求め，天皇の支持をえて，いわば封建支配者の合意をえるのでなければ実行する自信をもてなかったことが推察できる。また外交問題は，幕閣がこれまでの慣例によって専断できる国務をこえた重要性をもつものと 理解されていたから，朝廷の政治関与を当然のことと考えたのであろう。」（遠山・前掲書——61～2頁）

(120) 注（7）参照。